

## 第6章 相続

### 1. 相続総論

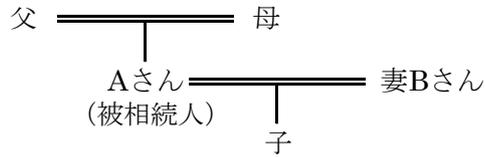
《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 特別養子縁組が成立すると、養子と実の父母との親族関係は終了する。
2. 民法において、養子の相続分は実子の相続分の2分の1と定められている。
3. 被相続人Aの子Bが、Aの相続開始以前に死亡していたときは、原則としてBの子が、Bを代襲して被相続人Aの相続人となる。
4. 相続の限定承認は、相続人全員が共同して行わなければならない。
5. 相続を放棄するには、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として10ヵ月以内にその旨を家庭裁判所に申述しなければならない。
6. 普通方式の遺言のうち、自筆証書遺言は、証人の立会の必要がなく、自分1人の秘密にできること、内容が明確で無効となるおそれがないこと、検認の手続は不要で特別な費用はかからないことなどの長所がある。
7. 公正証書遺言は、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成される遺言であり、作成にあたっては証人2人以上の立会が必要である。
8. 秘密証書遺言は、遺言者が遺言の内容を口述し、それを公証人が筆記して作成されるもので、作成された遺言書は公証人役場に保管される。
9. 遺留分算定の基礎となる財産の価額が1億2,000万円で、相続人が配偶者と子1人である場合、子の遺留分は6,000万円である。
10. 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度の種類には後見・保護・補助がある。
11. 任意後見契約とは、委任者が受任者に対して、精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になった場合に備え、自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、任意後見監督人が選任された時からその効力を生じる旨の定めがあるものをいう。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3)のなかから選びなさい。

1. 下記の＜親族関係図＞において、妻 B さんの法定相続分は、（ ）である。

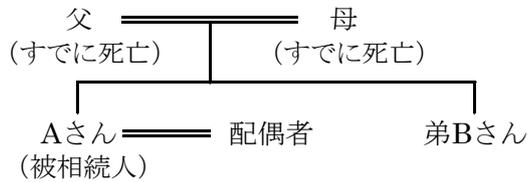
＜親族関係図＞



- 1) 4分の1      2) 2分の1      3) 3分の2

2. 下記の＜親族関係図＞において、弟 B さんの法定相続分は、（ ）である。

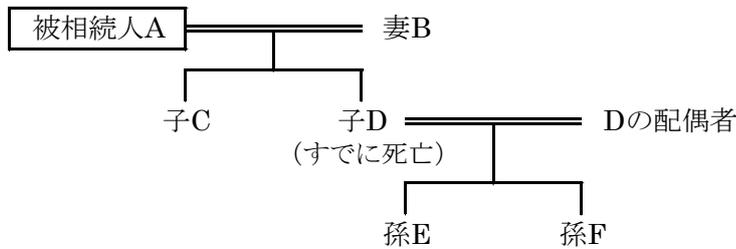
＜親族関係図＞



- 1) 2分の1      2) 3分の1      3) 4分の1

3. 下記の親族関係図において、孫 E の法定相続分は、（ ）である。

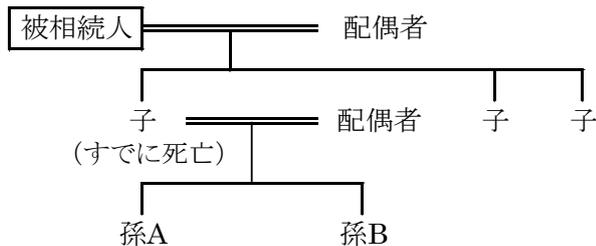
＜親族関係図＞



- 1) 6分の1      2) 8分の1      3) 12分の1

4. 下記の＜親族関係図＞において、孫 A の法定相続分は（ ）である。

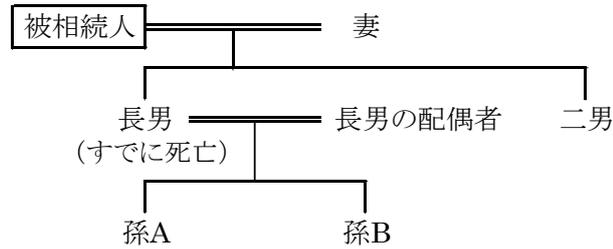
＜親族関係図＞



- 1) 6分の1      2) 12分の1      3) 0 (法定相続分なし)

5. 下記の〈親族関係図〉において、孫Bの法定相続分は（ ）である。

〈親族関係図〉



- 1) 4分の1      2) 6分の1      3) 8分の1
6. 相続人は、相続について「限定承認」または「放棄」をする場合は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として（ ）ヵ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。
- 1) 3      2) 6      3) 10
7. 遺産分割において、共同相続人のうち1人または数人が、相続により取得した財産の全部または一部を売却処分し、その代金を分割する方法を（ ）という。
- 1) 換価分割      2) 現物分割      3) 指定分割
8. 遺産分割において、相続人の1人または数人が、遺産の一部または全部を相続により取得し、その財産を取得した者が他の共同相続人に対して債務を負担する方法を（ ）という。
- 1) 代償分割      2) 換価分割      3) 現物分割
9. 民法において、被相続人の（ ）には、遺留分の権利が認められていない。
- 1) 配偶者      2) 直系尊属      3) 兄弟姉妹
10. 相続開始時において保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、（ ）の額に基づいて評価する。
- 1) 死亡保険金      2) 解約返戻金      3) 払込保険料

## 2. 相続税

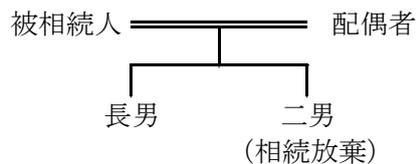
《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金は、勤務先から遺族へ直接支払われるため、相続税の対象とならない。
2. 相続または遺贈によって財産を取得した者が、相続開始の年において被相続人から贈与により取得した財産の価額は、原則として相続税の課税価格に算入され、贈与税の課税価格には算入されない。
3. 相続や遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の相続開始前3年以内にその被相続人から贈与を受けていた場合、その贈与財産は、相続税の課税価格に加算されることになる。この場合、加算される贈与財産の価額は、相続が発生した時点における時価で評価される。
4. 相続税の計算において、被相続人の死亡により相続人が取得した生命保険契約の死亡保険金は、「1,000万円×法定相続人の数」で計算した額が非課税となる。
5. 被相続人の業務外の死亡により、相続人が被相続人の勤務先から受け取った弔慰金については、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額までは相続税の課税対象とならない。
6. 相続税の課税価格の計算において、被相続人が生前に購入した本人の墓石の未払金は、債務控除の対象となる。
7. 香典返戻費用（いわゆる香典返し）は、相続税の課税価格の計算上、葬式費用として控除することができる。
8. 相続税における「遺産に係る基礎控除額」の計算において、被相続人に実子がいる場合に、法定相続人の数に含めることができる養子の数は、相続税法上実子とみなされるものを除き、2人までである。
9. 相続税における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円＋（500万円×法定相続人の数）」により算出する。
10. 「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けることにより、納付すべき相続税額が0（ゼロ）になる場合、相続税の申告書の提出は不要である。
11. 抵当権の目的となっている不動産は、相続税の物納に充てることができない。
12. 被相続人の遺産が主に不動産である場合、相続人が支払うべき相続税の納付が困難になる可能性がある。そのための対策として、被相続人の死亡により相続人に保険金が支払われる生命保険に加入することは、納税資金対策の1つになりうる。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3)のなかから選びなさい。

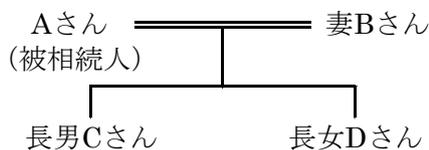
- 相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始前（ ）以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額は、原則として相続税の課税価格に加算される。  
1) 3年      2) 7年      3) 10年
- 相続または遺贈によって財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、原則として、相続税の課税価格に加算されるが、その価額は（ ）で評価される。  
1) 被相続人が取得したときの価額      2) 相続開始時の価額  
3) 贈与により取得したときの価額
- 下記の親族関係図において、相続人（配偶者・長男）が取得した死亡保険金の非課税限度額の合計額は、（ ）である。なお、二男は、当該相続に関し相続の放棄をしている。

＜親族関係図＞



- 1) 1,000万円      2) 1,500万円      3) 2,000万円
- 被相続人の業務外の死亡により、相続人が雇用主から受ける弔慰金については、被相続人の死亡時における普通給与の（ ）に相当する金額までは、相続税の課税対象とならない。  
1) 6ヵ月分      2) 1年分      3) 3年分
- 下記の親族関係図において、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（ ）である。

＜親族関係図＞



- 1) 1,500万円      2) 3,000万円      3) 4,800万円
- 相続や遺贈によって財産を取得した者が、その被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）および配偶者のいづれでもない者である場合には、その人の算出税額にその税額の（ ）に相当する金額が加算される。  
1) 100分の10      2) 100分の20      3) 100分の30

7. 相続税の計算において、( ) が財産を相続する場合、算出税額に2割相当の税額が加算される。
- 1) 被相続人の父母
  - 2) 被相続人の兄弟姉妹
  - 3) 代襲相続人である、被相続人の孫
8. 「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定により、配偶者の課税価格の合計額が、相続税の課税価格の合計額に対し配偶者の法定相続分相当額までである場合、または法定相続分相当額を超えたとしても( )までの取得である場合は、配偶者の納付すべき相続税額は0(ゼロ)となる。
- 1) 1億2,000万円
  - 2) 1億4,000万円
  - 3) 1億6,000万円
9. 相続税の申告書の提出義務がある者は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った日の翌日から( )以内に、相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 1) 6ヵ月
  - 2) 8ヵ月
  - 3) 10ヵ月

### 3. 贈与税

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 贈与契約とは、当事者の一方が相手方に自己の財産を無償で与える意思表示し、相手方がその旨を受諾することにより成立する契約であるが、その際意思表示は、口頭または書面のいずれかを問わない。
2. 書面による贈与において、財産の取得時期は、原則として当該贈与契約の効力が発生した時とされる。
3. 住宅ローンが残っているマンションを贈与し、受贈者がそのローン残高を引き継ぐといったように、受贈者に一定の債務を負担させる贈与契約を、負担付贈与契約という。
4. 死因贈与により受贈者が取得した財産は、贈与税の課税対象となる。
5. 贈与税の課税において、停止条件付贈与により受贈者が受け取った財産の取得時期は、その贈与契約をした時である。
6. 暦年課税における贈与税の計算において、1暦年間に複数人から贈与を受けた場合、それぞれの贈与者からの贈与財産の価額ごとに基礎控除額を控除して、贈与税額を算出する。
7. 「贈与税の配偶者控除」の適用要件のひとつとして、贈与時点において婚姻期間が10年以上である配偶者からの贈与であることが挙げられる。
8. 贈与税の配偶者控除を適用すると納付すべき贈与税額が0（ゼロ）円となるときでも、配偶者からその適用に係る贈与を受けた者は、原則として、この規定の適用を受ける旨など、所定の事項を記載した贈与税の申告書を提出する必要がある。
9. 特定の贈与者からの贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税に変更することはできない。
10. 相続時精算課税制度の適用要件のひとつとして、受贈者の年齢は、贈与を受けた年の1月1日時点で15歳以上でなければならない。
11. 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに行うこととされている。
12. 贈与により財産を取得した個人が、財産取得時において日本国内に住所を有している場合、その取得した財産が日本国内にあれば贈与税の課税対象となるが、取得した財産が国外にあれば贈与税の課税対象とはならない。
13. 法人から個人へと財産が贈与された場合、その財産の価額が、受贈者である個人の贈与税の課税価格に算入される。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3) のなかから選びなさい。

1. 暦年課税における贈与税の基礎控除額は（ ）である。  
 1) 103 万円      2) 110 万円      3) 130 万円
  
2. Aさんは、2020年中にBさんから300万円、Cさんから200万円の現金の贈与を受けた。この場合、Aさんが納付しなければならない贈与税額は、（ ）となる。  
 なお、Aさんは、相続時精算課税制度の適用を受けておらず、贈与税の配偶者控除についても考慮しないこととする。  
 1)  $(300 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 10\% + (200 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 10\% = 28 \text{ 万円}$   
 2)  $\{300 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円} - (110 \text{ 万円} + 110 \text{ 万円})\} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = 32 \text{ 万円}$   
 3)  $(300 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\% - 25 \text{ 万円} = 53 \text{ 万円}$
  
3. 「贈与税の配偶者控除」の規定の対象となる贈与は、婚姻期間が（ ）以上である夫婦間での居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与である。  
 1) 10年      2) 15年      3) 20年
  
4. 「贈与税の配偶者控除」の適用を受ける場合、贈与税の課税価格から基礎控除額（①）のほかに最高（②）まで控除することができる。  
 1) ①110万円 ②2,500万円      2) ①110万円 ②2,000万円  
 3) ①130万円 ②1,500万円
  
5. 相続時精算課税を選択した場合、特別控除額として累計（ ）までの贈与には贈与税が課されず、それを超えた贈与に対しては一律20%を乗じた額が課税される。  
 1) 1,000万円      2) 1,500万円      3) 2,500万円
  
6. 相続時精算課税制度の適用を受けて贈与税の申告をする場合の特別控除の限度額は（ ）である。  
 1) 2,500万円      2) 3,000万円      3) 3,500万円
  
7. 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税額は、課税価格からの特別控除額を控除した後の金額に一律（ ）の税率を乗じて計算される。  
 1) 10%      2) 15%      3) 20%
  
8. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度の適用を受ける場合、住宅取得等資金の贈与を受けた日が2020年4月から2021年3月の間で、省エネ・耐震性の住宅を取得したときの非課税限度額は、（ ）である。  
 1) 500万円      2) 1,500万円      3) 2,500万円

## 4. 財産の評価

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 相続財産の評価において、宅地の評価は、登記上一筆ごとに行うのではなく、一画地ごと、つまり宅地の利用単位ごとに行う。
2. 宅地の相続税評価について、市街化調整区域内にある宅地は、原則として路線価方式により評価する。
3. 借地権の目的となっている土地（貸宅地）の相続税評価額は、原則として「自用地としての価額×（1－借地権割合）」の算式で算出する。
4. 貸宅地（借地権の目的となっている宅地）の相続税評価額は、「自用地としての価額×借地権割合」の算式により求められる。
5. 自己の所有する土地の上にその人自身が所有する建物があり、その建物を他に貸し付けている場合、相続財産評価上、その土地のことを貸家建付地という。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3) のなかから選びなさい。

1. 相続税評価において、借地権の価額は、原則として（ ）の算式により算出する。
  - 1) 自用地としての価額×借地権割合
  - 2) 自用地としての価額×(1-借地権割合)
  - 3) 自用地としての価額×(1-借地権割合×借家権割合)
  
2. 相続税の計算において、貸家の敷地の用に供されている宅地（貸家建付地）の価額は、（ ）の算式により評価する。
  - 1) 自用地としての価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)
  - 2) 自用地としての価額×(1-借地権割合)
  - 3) 自用地としての価額×(1-借家権割合)
  
3. 相続により取得した宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定事業用宅地等に該当する場合、（ ① ）を限度面積として評価額の（ ② ）を減額することができる。
  - 1) ①200 m<sup>2</sup> ②50%      2) ①330 m<sup>2</sup> ②80%      3) ①400 m<sup>2</sup> ②80%
  
4. 2020年4月21日に死亡したAさんが所有していた上場株式Bの1株当たりの相続税評価額は、下記の＜資料＞によれば、（ ）である。

＜資料＞ 上場株式Bの価格（すべて2020年のもの）

2月の最終価格の月平均額	600円
3月の最終価格の月平均額	500円
4月の最終価格の月平均額	600円
4月21日の最終価格	700円

- 1) 500円      2) 600円      3) 700円
  
5. 2020年12月17日に死亡した被相続人Aさんが所有していた上場株式（B社株式）の1株当たりの相続税評価額は、（ ）である。

B社株式	1株当たりの価額
2020年10月の毎日の最終価格の月平均額	565円
2020年11月の毎日の最終価格の月平均額	561円
2020年12月の毎日の最終価格の月平均額	554円
2020年12月17日の最終価格	547円

- 1) 547円      2) 554円      3) 561円
  
6. 取引相場のない株式の相続税評価において、同族株主以外の株主等が取得した株式については、特例的評価方式である（ ）により評価することができる。
  - 1) 配当還元方式      2) 類似業種比準方式      3) 純資産価額方式